

労基署より会社に対して 「指導書」が通達される!!

2月19日、労基署は、私たち東海労大二運分会の要請を認め、「年休事由を書かすために所員を呼び出す掲示」に対して、「改善をしなさい！」という主旨である「指導書」を会社に通達しました。

会社が行った著しいプライバシーの侵害・人権侵害に対して労基署が断を下しました。

会社は問題となってる「呼び出し掲示」に対して改善し、3月15日までに労基署に報告するようになっています。

会社は早急に改善すると同時に、「呼び出し掲示」に名前を載せた所員に対して謝罪しろ！